令和８年（フ）第４９６号
埼玉県草加市青柳５丁目６番39号
債務者　五十嵐訓子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５０１号
埼玉県越谷市弥栄町４丁目１番地227　ルピナス内、旧住所埼玉県春日部市備後東３丁目２番15号
債務者　尾崎　明菜
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５４８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区19棟103号
債務者　小野　文子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１２４０号
札幌市北区篠路３条２丁目１番130―104号
債務者　安藤　拓也
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７９号
札幌市白石区南郷通17丁目北８番32―302号
債務者　冨江　由香
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２３号
札幌市豊平区平岸３条６丁目４番10―301号
債務者　裏野　耕大
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４３３号
北海道江別市見晴台２番地の37
債務者　川南　製美（旧姓横浜）
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２１号
札幌市白石区北郷９条８丁目１番11号　テラスハウス北郷９．８－３号
債務者　渡邉　泰宏
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２６号
札幌市南区澄川３条１丁目８番10号　シャネル澄川305号
債務者　阿部　竜人
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３２号
札幌市白石区東札幌２条６丁目10番11号　コーポビーアンビシャスＮｏ．２－５号
債務者　中野　彌生
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５８号
札幌市東区北42条東２丁目１番28―105号
債務者　渡部　翔耀
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６３号
札幌市白石区中央１条５丁目11番７号　アルノルテ白石203号
債務者　青木　里帆
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５６８号
札幌市豊平区美園７条７丁目５番26―103号
債務者　ＢＲＡＮＤＯＮ　ＨＡＲＲＩＳＯＮ　ＥＤＷＡＲＤ
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７４号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目２番７号　ＳＫコスモビル203号
債務者　澤田　孝司
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８７号
群馬県高崎市上佐野町1096番地１　県住Ｆ棟3903号
債務者　金井　博美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２９６号
静岡県浜松市中央区半田山四丁目20番12号　ＢｒａｎｃｈｅサンパティークⅡ　１号、前住所静岡県磐田市掛塚1272番地１
債務者　宮原美智子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３３号
京都府亀岡市千代川町今津２丁目16番１号　エミネンス404号
債務者　戸島景子こと鄭景順（旧姓西山）
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係